

# 認証取得等支援事業実施要領

令和3年2月9日 2全農普協第215号

## 第1 趣旨

農産物等の輸出に当たっては、複数の国と同等性相互認証を有する有機JAS認証や、GF S Iの承認を得たGAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP）など、国際的に通用する規格・認証の取得が取引要件として求められている。

このため、一般社団法人全国農業改良普及支援協会（以下「協会」という。）は、これら有機JAS認証やGAP認証（GLOBALG. A. P. 又はASIAGAPのいずれかに限る。以下同じ。）の認証取得を通じて、農産物等の輸出拡大に資するよう、「農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱」（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、「農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱」（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び「有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業実施要領」（令和3年1月29日付け2生産第1915号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の補助を受け、輸出に向けた認証取得や商談等の取組を支援する事業を実施するものとする。

なお、本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領（以下「認証事業実施要領」という。）に定めるところによる。

## 第2 事業実施者の要件

協会の支援を受けて本事業を実施する事業実施者の要件は、取得する認証の種類に応じて次に掲げるとおりとする。

### 1 有機JAS認証

次に掲げる要件の全てに該当する者（以下「有機JAS認証取得等実施者」という。）。

(1) GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。以下同じ。）のコミュニティサイト※に登録済みであり、かつ、次のいずれかに該当すること。

ア 農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約のある団体に限る。）又は農畜産物の生産を行う事業者（以下「農業者等」という。）

イ 有機加工食品の製造に取り組む事業者（以下「食品製造事業者」という。）

ウ 構成員に農業者等及び食品製造事業者又は流通・販売事業者等のいずれかが

含まれる協議会（3に掲げる要件を全て満たすものに限る。）

※ <https://www.gfpl.maff.go.jp/entry>

(2) 取組の実施に当たり、次のいずれかの目標（以下「有機取組目標」という。）を設定すること。

なお、アは、海外バイヤーや輸出関連事業者から輸出向け有機農畜産物等の供給を求められ、又は事前の海外市場調査等に基づき輸出に向けた具体的な計画を有している者に限り目標とすることができることとする。この場合、有機JAS認証取得等実施者は、このことを示す書面をあらかじめ協会に提出し、確認を受けるものとする。

また、イは、過去に農畜産物・加工食品を輸出した実績を有する有機JAS認証取得等実施者に限り目標とすることができることとする。

ア 令和4年度末までに、新たに有機農畜産物等の輸出を行うこと。

イ 令和4年度中における農畜産物・加工食品の輸出額又は輸出数量を、令和元年度と比して105%以上とすること。

ウ 事業実施期間中に、GF Pのコミュニティサイトにおける輸出診断を受けるとともに、日本国内で海外バイヤー等を招聘して行われ、又は日本国外で行われる展示商談会において、有機農畜産物等（認証取得予定の物品を含む。）を1回以上出展すること。

(3) (2) で設定した目標を達成できなかった場合には、自己負担により引き続き目標達成に向けて取り組むことに同意すること。

(4) 取得認証名及び取得品目（いずれも予定を含む）等について、協会又は国から公表される場合があることに同意すること。

(5) 本事業終了後も、協会又は農林水産省が実施する輸出実績の把握に関する調査に協力すること。

## 2 GAP 認証

次に掲げる要件の全てに該当する者（以下「GAP 認証取得等実施者」という。）。

(1) GF Pのコミュニティサイトに登録済みであり、かつ、次のいずれかに該当すること。

ア 農業者等

イ 構成員に農業者等及び輸出関連事業者が含まれる協議会（3に掲げる要件を全て満たすものに限る。）

(2) 取組の実施に当たり、次のいずれかの目標（以下「GAP 取組目標」という。）を設定すること。

なお、アは、海外バイヤーや輸出関連事業者から輸出向け農産物の供給を求められ、又は事前の海外市場調査等に基づき輸出に向けた具体的な計画を有している者に限り目標とすることができることとする。この場合、GAP 認証取得等実施者は、このことを示す書面をあらかじめ協会に提出し、確認を受けるものとする。

また、イは、過去に農産物を輸出した実績を有するGAP 認証取得等実施者に限り目標とすることができることとする。

ア 令和4年度末までに、新たにGAP認証農産物の輸出を行うこと。

イ 令和4年度中における農産物の輸出額又は輸出数量を、令和元年度と比して105%以上とすること。

ウ 事業実施期間中に、GFPのコミュニティサイトにおける輸出診断を受けるとともに、日本国内で海外バイヤー等を招聘して行われ、又は日本国外で行われる展示商談会において、GAP認証農産物(認証取得予定の農産物を含む。)を1回以上出展すること。

(3) (2)で設定した目標を達成できなかった場合には、自己負担により引き続き目標達成に向けて取り組むことに同意すること。

(4) 取得認証名及び取得品目(いずれも予定を含む。)等について、協会又は国から公表される場合があることに同意すること。

(5) 本事業終了後も、事業実施主体又は農林水産省が実施する輸出実績の把握に関する調査に協力すること。

3 1 (1)ウ又は2(1)イにおける協議会が満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の構成員である法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

(2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。

(3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

### 第3 事業の内容

協会は、第2の要件を満たす事業実施者に応じて、それぞれが行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

#### 1 有機JAS認証取得等実施者

(1)及び(2)に掲げる取組は必ず行うこととし、(3)及び(4)に掲げる取組は任意とする。

なお、(4)に掲げる取組は、第2の1(2)ア又はイの有機取組目標を設定した場合に限り行うことができ、その取組基準は実施要領別紙1によるものとする。

##### (1) 有機JAS認証の取得

有機農畜産物等の輸出に向けて新たに必要となる有機JAS認証の取得(輸出しようとする物品が、有機JAS認証を取得済みの有機農畜産物である場合や、

新たな有機 J A S 認証の取得を必要としない加工食品である場合は、支援対象としない。)

## (2) 商談

ア 日本国内で海外バイヤー（日本国外に所在する農畜産物等の実需者が農畜産物の売買契約を締結する際に、当該実需者の媒介、取次又は代理（以下「仲介」という。）を行う者をいう。以下同じ。）や日本国内の輸出関連事業者（農畜産物等の日本から海外への輸出の仲介等を担う事業者をいう。以下同じ。）を招聘して行われ、又は日本国外で行われる、有機農畜産物等を対象に含む展示商談会等への（1）の対象となる有機農畜産物等（認証取得予定の物品を含む。以下この項において同じ。）を含む物品の出展

イ アに定める展示商談会等の場を活用した海外バイヤーや輸出関連事業者との商談

ウ 日本国内外において、輸出を目指す有機農畜産物等を持参した上で輸出先国の関係者や海外バイヤー、輸出関連事業者との間で行う商談

## (3) 商品開発

輸出向け有機農畜産物等の試作品の開発

## (4) 機械等のリース導入

輸出向け有機農畜産物等に係る有機 J A S 認証の取得及び有機農畜産物の生産拡大並びに有機加工食品の開発のために必要となる機械等のリース方式による導入

## 2 G A P 認証取得等実施者

（1）及び（2）に掲げる取組を必ず行うとともに、取組の実施に当たっては、実施要領別紙 2 によるものとする。

### (1) G A P 認証の取得

G A P 認証の新規取得（団体認証における構成経営体数の拡大を含む。）

なお、G A P 認証の取得において、輸出に向けて合理的なリスク管理手法を活用するモデル的な取組として、協会が承認した場合においては、当該取組の実施に必要な機械等のリース方式による導入を支援の対象に含めることができるものとする。

### (2) 商談

ア 日本国内で海外バイヤーや日本国内の輸出関連事業者を招聘して行われ、又は日本国外で行われる、展示商談会等への（1）の対象となる G A P 認証農産物（認証取得予定の農産物を含む。以下この項において同じ。）を含む物品の出展

イ アに定める展示商談会等の場を活用した海外バイヤーや輸出関連事業者との商談

ウ 日本国内外において、輸出を目指す G A P 認証農産物を持参した上で、輸出先国の関係者や海外バイヤー、輸出関連事業者との間で行う商談

## 第4 補助対象経費等

### 1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業実施者による第3の1又は第3の2の取組に必要な経費であって、事業実施者から実績報告のあった経費とする。

なお、限られた財源の効率的かつ効果的な執行の観点から、第3の2(1)の取組の実施に当たっては実施要領別紙4を、第3の1(4)の取組の実施に当たっては実施要領別紙1をそれぞれ適用するものとする。

### 2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、実施要領別紙3に従い整理しなければならない。
- (2) 他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の助成の対象としない。

### 3 補助率

本事業の補助率は次に掲げるとおりとする

- (1) 第3の1(4)及び第3の2(1)のうち機械のリース方式による導入以外の取組  
定額
- (2) 第3の1(4)及び第3の2(1)のうち機械のリース方式による導入の取組  
1/2以内

### 4 機械等のリース導入に係る補助額の算出

第3の1(4)及び第3の2(1)のうち機械のリース方式による導入の取組に係る補助額(以下「リース料補助額」という。)については、次に掲げる(1)又は(2)の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。ただし、当該合計額が実施要領別紙1の5又は実施要領別紙2の3(4)に基づき定める上限額を超えた場合にあっては、当該上限額をもってリース料補助額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

また、リース物件価格には、リース契約に係る諸費用(保険料、固定資産税(償却資産)及び金利をいう。)を含まないものとする。

- (1)  $\text{リース料補助額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times \text{補助率} (1/2 \text{以内})$
- (2)  $\text{リース料補助額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times \text{補助率} (1/2 \text{以内})$

## 第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から、第7の2の交付決定の通知により通知した事業実施期間の終期までとする。

## 第6 事業実施の手続き等

### 1 事業の公募

- (1) 協会は、本事業の実施に当たり、事業計画選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業実施者を公募により採択するものとする。
- (2) 事業実施者になることを希望する者（以下「応募者」という。）は、(1)の公募を受けて、事業実施計画を有機JAS認証取得等実施者への応募にあつては別記様式第1-1号、GAP認証取得等実施者への応募にあつては別記様式第1-2号により作成し、協会に提出するものとする。

なお、第3の1(4)の取組の実施又は第3の2(1)において機械等のリース方式による導入の支援を希望する者（以下「機械等リース導入希望者」という。）にあつては、併せて機械等のリース導入取組計画書を別記様式第2号により作成し、協会に提出するものとする。

- (3) 協会は、事業実施者を公募するごとに委員会を開催し、応募者が第2の要件に合致するか、応募者から提出された事業実施計画が適切であるか等について書面審査を行うものとする。

なお、委員会は、必要に応じて、書面審査において事業実施計画に記載された取組の一部を不合格とした上で、合格とすることができる。この場合、事業実施計画に記載された事業実施経費（補助対象経費に限る。以下同じ。）は、当該不合格とした取組に要する経費を除いた額とする。

当該書面審査に合格した事業実施計画に記載された事業実施経費の積算額の合計が、本事業の予算の範囲を超過することとなった場合には、その超過することとなった採択において、実施要領別紙5に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い者から順に（ポイントが同じ応募者間にあつては、有機JAS認証取得等実施者においては応募額の低い者から順に、GAP認証取得等実施者においては1経営体当たりの額（事業実施経費を取組経営体数で除した額）が低い者から順に）本事業の予算の範囲内で、事業実施者となり得る候補を選定するものとする。

- (4) 協会は、(3)の審査の結果（採択（承認）又は不採択）を応募者に対し、通知するものとする。
- (5) 事業実施者は、事業計画の変更を行う場合は、計画変更申請書を別記様式第1号により作成の上、協会に提出し、協会の承認を得なければならない。

### 2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、第7の2の交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業を着手する場合には、事業実施者は、あらかじめ協会の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届を別記様式第3号により作成し、協会

に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施者は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、1の(4)の採択(承認)の通知を受け、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

なお、この場合においては、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、事業実施者は、交付申請書に着手した年月日を記載するものとする。

- (3) 協会は、(1)のただし書により交付決定前に着手する場合については、必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第7 申請手続等

### 1 補助金の交付

- (1) 計画を承認する旨の通知を受けた事業実施者は、交付申請書を有機JAS認証取得等実施者にあっては別記様式第4-1号、GAP認証取得等実施者にあっては別記様式第4-2号によりそれぞれ作成の上、協会に提出するものとする。

- (2) 事業実施者は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。

### 2 交付決定の通知

協会は、1の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施者に補助金の交付決定及び事業実施期間の終期の通知を行うものとする。

### 3 申請の取り下げ

事業実施者は、申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を協会に提出しなければならない。

## 第8 事業遅延の届出

事業実施者は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成し、協会に提出しなければならない。

## 第9 実績報告

- 1 事業実施者は、本事業を完了したときは、その日から、1か月を経過した日又は第7の2の交付決定の通知に記載された実績報告の提出期限のいずれか早い日までに実績報告兼補助金支払請求書を、有機JAS認証取得等実施者にあつては別記様式第5-1号、GAP認証取得等実施者にあつては別記様式第5-2号によりそれぞれ作成の上、協会に提出しなければならない。
- 2 第7の1の(2)ただし書により交付の申請をした事業実施者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7の1の(2)ただし書により交付の申請をした事業実施者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号による消費税相当額報告書により速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、第10の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により協会に報告しなければならない。

## 第10 補助金の額の確定

協会は、第9の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

## 第11 事業の実施状況の報告

事業実施者は、実績報告書の提出時及び別途協会が提出を求める時点において、本事業の実施状況報告書を有機JAS認証取得等実施者にあつては別記様式第7-1号、GAP認証取得等実施者にあつては別記様式第7-2号によりそれぞれ作成の上、協会に提出するものとする。

なお、この時点において審査の受審前若しくは審査の結果が確定していないGAP認証取得等実施者にあつては、次に掲げる時点ごとに遅滞なく別記様式第7-2号を作成し、協会に提出するものとする。この場合、既に経過した事項に関しては、提出を省略できるものとする。

- 1 審査の受審
- 2 審査結果の確定
- 3 認証書の受領(認証取得した場合に限る。)

## 第12 事業実施者の状況把握

協会は、必要に応じて事業実施者から事業の進捗状況等について報告を求めるこ



と等により状況把握を行うものとする。

### 第13 交付決定の取消し等

- 1 協会は、第6の1(5)の事業計画の変更のうち補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の2の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
  - (1) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (2) 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
- 2 協会は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 協会は、1の規定による取消しをした場合において、2の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

### 第14 補助金の経理

- 1 事業実施者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施者は、1に規定する収入及び支出について交付規則第3条第4号の規定に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、1に規定する帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

### 第15 情報の取扱い

委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。職を退いた後についても同様とする。

### 第16 実施要領参照における特例

第3、第4及び第6により、実施要領別紙を参照する場合においては、下表の左欄に掲げる実施要領別紙に記載された文言を、同右欄に掲げる文言に読み替えて適用するものとする。

実施要領の別紙に記載された文言	読み替え後の文言
有機認証取得等支援対象者	有機 J A S 認証取得等実施者
第3の1(4)	認証事業実施要領第3の1(4)
第4の1(2)ア又はイ	認証事業実施要領第2の1(2)ア又はイ
第3の2	認証事業実施要領第3の2
第4の2(2)ア又はイ	認証事業実施要領第2の2(2)ア又

	はい
第3の2(1)	認証事業実施要領第3の2(1)
事業実施主体	協会
GAP認証取得等支援対象者	GAP認証取得等実施者
認証取得等支援対象者	事業実施者
当該やむを得ない事情を整理した書面を徴取し、交付要綱第13に定める実績報告とともに	当該やむを得ない事情を整理した書面を認証事業実施要領第9に定める実績報告とともに

#### 第17 その他

この認証事業実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、協会が別に定めるものとする。

事業内容についての問い合わせ先

一般社団法人全国農業改良普及支援協会 電話 03-5561-9562

附則（令和3年2月10日付け 生産第2075号農林水産省生産局長承認）

この要領は、農林水産省生産局長の承認のあった日（令和3年2月10日）から施行する。